地方独立行政法人大阪産業技術研究所 入札審査会設置要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、入札契約事務の透明性、客観性の確保及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所(以下「法人」という。)が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務の適正な履行を確保するために「地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札審査会」 (以下「審査会」という。)を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

(所管事務)

- 第2条 審査会は、以下の事務を所管する。
 - (1) 理事長が契約する案件に関する次に掲げる事務。
 - ア 一般競争入札の方式により契約する案件に関し地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程(平成29年規程第48号。以下「契約規程」という。)第3条、第5条第3項及び第4項に基づく入札参加資格を定めるに当たって審査を行うこと、及び入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査を行うこと。
 - イ 一般競争入札において入札参加資格がないと認めた理由についての苦情があった場合の審査を行うこと。
 - (2) 法人が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務の入札参加停止措置に関する事項の審査を行うこと。
 - (3) 法人が特定者と特命随意契約により契約しようとする案件のうち、特定者以外の入札参加意思を公募により確認する手続を経て請負者を決定する案件に関し、応募要件を定めるに当たって審査を行うこと、及び参加希望者の資格の有無の審査を行うこと。
 - (4) 法人が公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、法人が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式により事業者を選定する案件に関し、その採用の適確性、公募条件、公募及び事業者選定方法の基本的事項並びに選定委員会の構成などについて、審査を行うこと。
 - (5) 理事長が契約する案件に関し、契約規程第12条に基づく低入札価格調査制度を採用した入札について、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る入札があった場合、 調査及び審査を行うこと。
 - (6) 理事長が期間契約する案件に関し、談合情報がもたらされた場合又は談合の疑いがある場合に調査及び審査を行うこと。
 - (7) その他会長が必要と認める事項

(審査会の組織等)

- 第3条 審査会に審査会長及び副会長を置き、審査会の組織は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 2 審査会長は、会務を総括する。
- 3 副会長は、審査会長を補佐し、審査会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (審査会の会議)
- 第4条 審査会の会議は、審査会長が招集し、審査会長がその議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 4 審査会長は、審査会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

(部会の設置及び運営)

- 第5条 審査会に部会を設置し、部会は和泉センター及び森之宮センターそれぞれに設置する。
- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の組織は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 審査会長は、第2条に掲げる所管事務について、案件に応じて各部会にその権限を委任することができる。

(審議の特例)

第6条 第2条第1項第2号に掲げる審議について、会議を招集する時間がないとき又は 会議に付する必要がないと認めるとき(大阪産業技術研究所入札参加停止要綱第5条の 規定に基づき、当該手続きを省略する場合を含む)は、審査会の審議を省略することが できる。

(指名競争入札への準用)

第7条 この要綱の規定は、指名競争入札に参加する者(経常建設共同企業体を含む。) に必要な資格要件を定める場合の審査及び入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有 無の審査並びに契約する案件における入札参加者の指名の審査及び非指名理由に係る苦 情の審査について準用する。

(事務局)

第8条 審査会及び和泉センター部会の庶務は、総務管理部において行い、森之宮センター部会の庶務は、総務部において行なう。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項は審査会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 審査会の構成(第3条関係)

会長	副会長	委員
副理事長	和泉センター長	和泉センター経営企画監
	森之宮センター長	森之宮センター経営企画監
		総務管理部長
		総務部長

別表2 部会の構成(第5条関係)

和泉センター部会

会長	副会長	委員
和泉センター長	和泉センター経営	和泉センター研究管理監
	企画監	経営企画部長
		総務管理部長

森之宮センター部会

会長	副会長	委員
森之宮センター長	森之宮センター経	森之宮センター研究管理監
	営企画監	企画部長
		総務部長